

！マイクロチップによる 個体識別

「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」では、犬や猫などの動物の所有者は、自分の所有であることを明らかにするために、マイクロチップの装着等の所有明示を行うべき旨が定められています。また、国は販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向け、研究開発の推進や、その成果の普及、装着に関する啓発などの施策を講じることとされています。

また、「動物愛護管理法」や「外来生物法」によって指定された危険な動物(特定動物)や生態系や人の生命・身体、農林水産業などに被害を与える(又はそのおそれのある)外来生物(特定外来生物)を飼う場合には、マイクロチップなどによる個体識別措置が義務づけられています。

犬や猫を海外から日本に持ち込む場合には、マイクロチップなどで確実に個体識別をしておく必要があります。また、海外に連れて行くときには、マイクロチップが装着されていないと持ち込みができない国があります。



マイクロチップについてのお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会(AIPO事務局)
TEL 03-3475-1695 FAX 03-3475-1697
<http://nichiju.lin.gr.jp/aigo/>

※AIPOとは、Animal ID Promotion Organization(動物ID普及推進会議)の略称で、マイクロチップによる犬や猫などの動物個体識別の普及推進を行っている組織です。

— AIPOの構成団体 —

全国動物愛護推進協議会

[(公財)日本動物愛護協会・(公社)日本動物福祉協会・(公社)日本愛玩動物協会]

(公社)日本獣医師会



発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

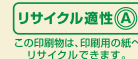
所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

監修：公益社団法人日本獣医師会

発行：平成24年12月

第2版：平成26年12月



〇お問い合わせ・ご相談はお近くの都道府県、指定都市、中核市の担当窓口へ



絆

ペットとあなたを結ぶ

マイクロチップ

は

です。



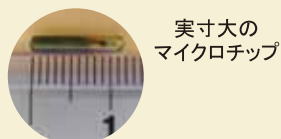
? マイクロチップって なんだろう?

マイクロチップは、直径2mm、長さ12mm程度の円筒形で、外側に生体適合ガラスを使用した電子標識器具です。

マイクロチップには世界で唯一の15桁の数字（ISO規格の個体識別番号）が記録されています。この番号を専用のリーダー（読取器）で読み取ります。

一度体内に埋込むと、首輪か名札のように外れて落ちたりする心配が少ない、半永久的に読み取りが可能な身元証明になります。

安全性の高い動物の個体識別（身元証明）の方法として、ヨーロッパやアメリカをはじめ、世界中で広く使用されています。



実寸大の
マイクロチップ

読み取りは
専用のリーダー
（読取器）で



犬や猫
だけじゃないよ



! こんなところで 役立ちます



迷子や地震などの災害、盗難や事故などによって、飼い主と離ればなれになっても、マイクロチップの番号をリーダーで読み取り、データベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、飼い主のもとに戻る可能性が高くなります。

※リーダーは、全国の動物愛護センターや保健所、動物病院などに配備されています。



室内飼いの小型犬や猫でも、災害時にパニックになって開いた扉から逃げ出したり、地震で倒壊した壁の隙間から外に出て行方不明になった事例が多数報告されています。また、過去の災害では、迷子の間に瘦せて首輪が取れてしまった事例も起きていることから、首輪や迷子札と併せてマイクロチップも忘れずに装着するようにしましょう。万が一の場合に備えて、マイクロチップの番号等を控えておきましょう。

? どんなふうに 装着するの?

獣医師により専用の注射器を使って埋め込みます。痛みは普通の注射と同じくらいだと言われています。

犬は生後2週齢、猫は生後4週齢頃から埋込みができると言われています。

! 日本獣医師会事務局 への登録が必要です

マイクロチップを装着しただけでは、保護されて番号が読み取られても飼い主の情報は分かりません。装着したら、必ず(公社)日本獣医師会事務局にマイクロチップ番号や飼い主情報などの登録手続きを行って下さい。

一般的な登録手続きの流れ

① 動物病院でマイクロチップを装着する



② マイクロチップ登録申込書に記入する



③ データ登録料¥1,000を支払う
(平成26年12月1日現在)



④ 申込書を(公社)日本獣医師会に送付する



⑤ 飼い主の方へ登録完了ハガキが届く

※インターネット上のデータベースに飼い主、動物の情報が登録されます。
※登録されたデータを変更する場合は(公社)日本獣医師会へご連絡願います。
転居etc.登録情報を変更した場合は、すみやかに変更手続きをして下さい。

施術費用は、動物の種類や動物病院によって異なりますが、犬や猫の場合では、数千円程度です。

